
第5章 施策の展開

I 重点施策

基本理念、基本目標を実現するためには、さまざまな課題を解決する必要があります。そこで、次に掲げる施策を重点施策として位置づけ、今後5年間、優先的に取り組んでいきます。これらの施策を、保護者、地域、関係団体、園・学校、行政等が協働で取り組むことにより、本計画全体の早期実現につながるものと考えます。

重点施策1 児童虐待を未然に防ぎます

▼推進する取組・事業名

取組・事業名	詳細

重要施策2 子どもの成長を支え、次代の親づくりを推進します

▼推進する取組・事業名

取組・事業名	詳細

重要施策3 子どもと家庭を包括的に支える身近な拠点・ネットワークづくりを進めます

▼推進する取組・事業名

取組・事業名	詳細

各重要施策の説明と関連事業が掲載されます

II 基本施策

基本理念、基本目標の実現に向けて、子ども・子育て支援にまつわる様々な課題に対応した施策を展開していきます。

※本項の「主な取組・事業」において、「継続」とあるのは、現行事業等の有効性が概ね認められたもので、その内容を維持しながら実施していく事業等をいい、「拡充」とあるのは、内容の見直しや新たな取組を追加する等により充実していく事業等をいいます。

1 子どもの健やかな成長を見守り支える

(1) 生まれ育つ子どもへの健康支援

親が安心して妊娠・出産・子育てができ、子どもが健やかに育つことができるよう保健・医療体制の推進を図ります。

① 妊娠・出産への支援

妊娠中や出産時期の子どもと親の健康を守ることは、生涯を通じた健康の基盤となり、健やかな子育ての出発点ともなります。妊婦の健康を守り、安心して出産できるよう、適切に健康を管理する機会を確保するとともに、支援の必要な家庭には適切な支援につなげ、途切れのない支援を行います。

<主な取組・事業>

取組・事業名 【対象】	内容・現状	推進区分	
	今後の展開・目標（2024（令和6）年度）	担当部署	
1. 妊産婦健康診査 【妊婦及び産婦】	妊婦及び産婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦及び産婦の健康診査を実施します。	継続 子育て支援課	
	【実施状況（平成30年度）】 ・妊婦健康診査（助成14回）：妊娠届出件数1,004人、延受診者数12,564人 ・産婦健康診査（助成2回）：令和元年度から実施		
	妊娠届出時の面談やアンケートから妊婦の体調や状況に応じて相談、支援につなげていきます。		

以降、各事業の内容（資料5参照）が順番に掲載されます（本資料では先頭部分のみ）